

文教厚生常任委員会記録

日 時 令和7年2月19日（水曜日）10時00分～12時12分

場 所 議員控室

出席者 阿部委員長、磯野副委員長、平山委員、村上委員、村田議長
大平町民課長、富樫町民生活係長、高野環境衛生係長
高橋福祉課長、村上子ども係長

オブザーバー 小寺議員、工藤議員、金木議員、逢坂議員、佐藤議員

事務局 渡辺局長、嶋元係長

阿部委員長

それでは、ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

本日の調査案件は、1つ目に空き家対策事業について、2つ目に第3期羽幌町子ども・子育て支援事業計画についてを調査事項といたします。空き家対策事業についての後にその他として何件かありますので、町民課のほうから説明を受けたいと思います。

まず初めに、空き家対策事業について、担当課より説明を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1 空き家対策事業について

担当課説明

説明員 大平町民課長、富樫町民生活係長、高野環境衛生係長

富樫町民生活係長 10:00～10:07

では、私のほうから座って説明させていただきます。

1つ目の議題1の空き家対策事業ということで、(1)、必要な枠組み等の整備ということで、本町においても増加していくことが予想される空き家等について所有者等の責務を明らかにするとともに、法の規定に基づきそれぞれの状態に応じて対処していくために令和7年4月1日施行の羽幌町空家等対策の推進に関する条例、それからその条例の施行規則を新たに定めることとしたいと考えています。この空家条例については、所有者等、それから町の責務をはじめとして、空家等対策協議会の設置ですとか、本町における独自の決まりということで緊急安全措置、軽微な措置、立入調査の法に定めのない法を補完する事項について定め、規則においては法、それから空家条例の施行に必要な

な手続ですとか様式のほか、先ほどの空家等対策協議会の組織や運営方法、それから緊急安全措置、軽微な措置の具体的な内容などを体系的に定めていきたいと思っております。

ここで、別紙で資料1ということで空家条例案逐条解説をつけてございます。資料飛んで申し訳ありませんけれども、この逐条解説の3ページの後段から4ページ、特に書いているのが4ページの上のほうから緊急安全措置のいわゆる具体的な内容書いているのですけれども、この空家条例の一つのポイントとなる部分となります。緊急安全措置というのは、具体的にはシート等での覆いですとか、防護ネットの設置、それから危害を及ぼすと認められる範囲の解体及び補修等を想定しているものとなります。

続いて、8条にある軽微な措置については、具体的には扉ですとか窓、開いているものを閉鎖すること、それから立入禁止等の注意喚起を行うということ、敷地外に飛散した屋根材等を敷地内のほうに移動させるということ、それから屋根等の破損した部分の簡易な養生等を想定しているものとなります。

ただ、これらの措置につきましては、あくまでやむを得ず実施をするというもので、所有者などが分かっていたら当然所有者のほうに行ってもらおうというものですし、条例でこの規定を設けたからといって今後町のほうで全て積極的にこういったものを全部やっていくよと、手をかけていくというものでは決してありませんので、ご理解いただければと思います。

なお、空家条例と、そしてこの後その他で説明しようと思っておりますけれども、犯罪被害者等支援条例、これらは新たな町による制度となりますので、町民の方々にも内容を理解いただけるように4月以降広報等、効果的な方法によってお知らせしていきたいというふうに考えています。

また、元の資料のほうに戻りまして、中段のほうに書かれています次にというところからなのですが、いわゆるここで言っているものというのは特定空家になるようなものです。そういった部分に対して適切な管理を促すことができるように、いわゆる判定基準というものを策定をし、この判定基準に基づいて町長が必要に応じて特定空家等に認定することのできる枠組みをまずは構築するということとしたいと考えています。

なお、この空家条例で設置する空家等対策協議会については、法律、それから建築等の専門家を含む構成として空家等対策計画、それから判定基準の策定に関し協議するほか、公平性ですとか客観性が求められる特定空家等の認定、それから特定空家等に対する勧告等を町長が行う際に意見を聴くことができる附属機関ともなるものでもあります。これも新たな枠組みの一つとなるものとなっています。

下のア、令和7年度の空き家対策事業ということで、(ア)、予定する主な実施、検討

事項ということで、これが全てではありませんけれども、主なものとして想定しているのが空き家実態調査の継続、それから調査結果の整理、それに基づいて計画案、判定基準案を作成する、それからそれをかける協議会を開催する、協議会を開催後、計画、それから判定基準を策定するというような流れで考えております。これらを進めるとともに、これらとも並行しながら空きビルの除却可能性の検討というものを具体的に進めていきたいと考えています。

(イ) で予算要求額とありますけれども、1,547万7,000円ということで、そのうち空き家対策の補助金が1,500万円、また協議会の経費、それから空きビル解体費用積算資料作成事務費等で合わせて47万7,000円を計上しているというところです。

次に、2ページ目に行きまして、イの空き家等への対応の流れということで、図を掲載してありますけれども、これが1ページのほうで説明してきました必要な枠組み等を整備することによって可能となる対応の流れとなります。今後は、こういった法が定める対応を必要に応じて適切に取っていただけるように、まずはしっかり枠組みをつくっていきこうというのが次年度進めていく主要内容ということになります。

続いて、(2)、羽幌町空き家対策補助金実績ということで、これは直近5年間の改修、それから解体それぞれの補助件数と補助金額を記載してあります。令和6年度についてはまだ確定ではありませんけれども、現在までに改修2件、それから解体が21件の合計1,140万2,000円を補助しています。この実績を見ても分かるように、解体が非常に活用されているということ、ただ一方で空き家の有効活用を図る改修の補助というのが比較的少ない利用にとどまっているということも分かりますので、今後さらにこの制度を促進していくためにはどういった策があるのかと、ほかにもメニューを設けたほうがいいのかどうなのかというようなことも他市町村等の制度も研究しながら、それから相談に来られた方にも意見を聞くなどしながら引き続き検討していきたいと考えております。

空き家対策事業については以上です。

阿部委員長

それでは、説明を受けましたので、これから質疑に入りたいと思います。質問等のある方は、挙手にてお願いいたします。ありませんか。

－主な協議内容等（質疑）－ 10:07～10:24

村田議長 1ページに書いてあるのですが、空家等対策協議会という部分の説明の中で法律とか建築に詳しい方を含むということなので、何人体制

でどういう方々を入れて協議会をつくっていくのか、その中身として何回会議を行うか分からないですけれども、あまりそういう回数が多ければ報酬的なものも考えなければならぬでしょうし、そこら辺もし検討している中身がきちっとあれば説明していただければと思います。

富樫係長 空家等対策協議会のほうについては、令和7年度については当面案ができた段階で新しい計画というか、と基準案をかけるというようなことでまずは1回を想定しているものとなります。報酬に関しても1回分の当座予算を要求しているというものになります。構成につきましては、規則で細かい部分は定めようと思っていますけれども、10人以内の委員で構成するというふうに考えております。本当に10人全員いるかということ、これからの選定次第にはなるのですけれども、町のほうから町長または副町長、それから法律ということであれば例えば司法書士さんですとか、そういった方々、不動産であれば土地家屋調査士、宅建業協会の方、それから建築であれば建築士の方、その他福祉関係者ですとか、例えば地域住民であれば民生委員ですとか、あとは関係機関というところでいけば警察、それから消防の方々というような構成で今検討しているというところです。

阿部委員長 私のほうからも質問したいと思いますが、条例の中で先ほど係長のほうから緊急安全措置、シートでやったり、防護ネットで囲うといった説明ありましたけれども、これについては職員のほうでやるのか、どこか専門的な建築会社さんとかになろうかと思いますが、そういったところに発注していくのか、その辺お聞きしたいと思います。

富樫係長 状態にもよるかなと、ケース・バイ・ケースかなというふうには考えておりますけれども、一応条例の規定事項の中で直接できることも想定していますし、もしくは委任したもの、いわゆる契約等々によって委託する業者の方に行ってもらおうというようなことも想定していますので、でも大きなある程度のものに関してはほとんどが業者さんのほうにお願いするという形になろうかというふうに考えています。

阿部委員長 もう一つなのですけれども、説明をいただいた中で今回条例を制定する

という、その中で協議会を設置していく、管理不全空き家、特定空き家等を判定していくといった中で、そういった管理不全空き家、特定空き家等かなり危険な状態になりつつある、そうなったときに1つ懸念されるのは所有者がある程度把握できている状態、今もう既に空き家対策事業、空き家調査の中でA判定からEでしたっけ、区分されている中で、毎年固定資産の納付等もしているので、ある程度所有者、またそれに関係した管理する方とかというのも、所有者は町外であったり、亡くなっているけれども、建物自体管理する人というのものいるのかなとも思いますので、そういった人方がある程度、どうしてもそこが探し切れなかったらずっと放置といったことになりますけれども、その辺というのはある程度担当課としては押さえられるものなのかどうかお聞きしたいと思います。

富樫係長 当然相続に係る部分だとかという物件もあると思います。そういった部分で全部相続人が相続放棄しているだとか、そういったケースも中にはあるでしょうし、今町のほうで押さえている情報の中でも住所、氏名は分かっているのですけれども、電話番号までは分からないだとか、そういったものの中には現状の把握している中にもあるので、そういった部分を1つずつすぐに連絡つくような、分かっている、所有者がいるものに関しては調べていくということも今も現状並行して行って当然ありますし、私今年度来てからいろんなケースありますけれども、ほとんど1つずつまず精査して所有者を調べて連絡先を確認してというところから進めていくものが割と多いというようなこともありますので、そういった部分の所有者調査というのをできるところまで、特に危ないものに関しては全て把握しておくというような部分を並行して進めていきたいというふうには考えています。

磯野副委員長 今の話、例えば所有者になかなか連絡取れなかったときに、例えば一軒家で、それが空き家だった、その敷地の中に例えば立ち木があって、それもかなり朽ちてきたときは、それはこの条例の中で例えば町が強制的に切り取る、立ち木のほうが危ないですから、道路に向かって倒れていくので、家よりも危ないと思うのですけれども、その辺のところは。

富樫係長 一応法で定義しているものの中に空家等というのはいわゆる敷地内の物件全て入る、建物もそうですし、敷地もそうですし、そこにある立ち木に関しても含まれるという認識ですので、建物が例えば屋根が飛びそうとか、木が倒れそうとかいうものに関しても同じように対応していけるものは対応していけるかなと思っています。

磯野副委員長 そういう場合に例えば立ち木が枯れてきて、もうこれはほっておいたら倒れるとなったときには、町のほうで例えば所有者に連絡取れなくてももう強制的に切ってしまうということ可能というふうに考えていいでしょうか。

富樫係長 それに関してもできる規定ではありますがけれども、当然財産権侵害することになりますので、慎重に判断する必要があるというようなことで、そういった措置を取るにも、うちの条例で規定しようとしている緊急安全措置に関しても所有者が分からない場合は後で告示をすることでそれを知らせられるというような規定も設けておりますので、できなくはないのですけれども、では本当にそれによって周囲に対してどれぐらい被害があるのかということを見ないと、全て倒れるからもう切るというものではないということで理解いただければなと思いますけれども、倒れることで例えば隣の家に完全に当たるよねというケースだとか、そういった部分については入り込まないといけないかなというふうには考えています。

磯野副委員長 今の話、もちろん人に対する危険もあるけれども、例えば電線にかかっていると、それだけでもかなり周りに被害を及ぼします。その辺も考慮して、これから思うのはだんだん台風なんかも強風もすごく強くなって、昔から見ると、そうするとこれはというのが多分あると思うので、その辺は町としても弾力を持って対応していただければなという思いでした。

阿部委員長 それに関連してなのですけれども、今回この条例を制定することによってある程度といいますか、がっちりとした空き家対策としての中身になってくるのかなと思いますけれども、今磯野副委員長おっしゃられたような部分というのが意外と我々議員もいろいろなところから苦情なり要

望なりといったことで相談もされますし、実際担当課のほうにも相談したこともありますけれども、どうしても町民の方に見れば全て役場のほうで手がけるといったイメージでありますけれども、決してそうではないのだということもやはり何らかの形で知らせていくことが必要なのかなとも思いますし、やはり所有者であったり関係者、相続放棄している場合というのはなかなか難しいところもありますけれども、12月の一般質問でも触れましたけれども、やっぱり空き家の管理という部分については町民のほうにもある程度いろいろな形でかなり責務というものが重くのしかかってくるという部分を知らせていく必要が今後出てくるのかなと思いますが、その辺について今後どのように対応していくのかお聞きしたいと思います。

富樫係長 先ほど若干説明の中でも触れたのですが、4月以降広報等でより効果的な方法、ホームページも含めて、当然町民の責務だとかの部分も出てきますので、それは従来から法で定められている責務ではあるのですけれども、改めて羽幌町のほうでこういった条例を制定するというようなことでそういった部分をより深めてもらうというような形で周知をしていきたいというふうに考えています。

平山委員 空き家なのですから、例を挙げると、例えば高齢者の方の夫婦が亡くなって、その家は本当に全くの空き家、お子さんがいる人たちは多分地元にはいない人が多いのではないかと思います。だから、先ほど係長言ったように、名前はあるけれども、連絡先とか、電話とか、そういうのが分からない実態が多々あるってさっき聞いたのですけれども、やっぱりその辺を探っていくのが大変な作業だなとちょっとさっき思って聞いていたのですけれども、ただ町民の責務、町民の責務っていてもここにいないお子さんたちは町民ではないです。だから、その辺をどうしていくのか、羽幌に住んでいる人たちが持っている家を空き家にするのだったら、それは分かるのですけれども、実際に羽幌町に住んでいない人が相続したりとか、そういう人たちに対してはどのようにやるのか、今後。

富樫係長 先ほども若干触れていますけれども、この条例で書く以前に空き家の所

有者もしくは管理者に対する責務というのは法律の中で書かれているのです。ですので、一律に国民にひとしくかかってくる責務というふうになりますので、条例ではあくまで町民ということで羽幌町内の方々に限定している部分もありますけれども、最低限法律の中で同じ定めで責務が決められておりますので、羽幌に家があってそのお子さん方が例えば札幌に住まれている方でも同じ責任を有するというようなことでやってもらうことは変わりはないと。ただ、その部分のお知らせする部分を町のほうでも日頃から追跡をしておいて連絡先、電話番号が分からなければ文書でまずはお送りして連絡先教えてくださいというところから始めていくということになろうかと思います。

平山委員 その部分では大変な作業だと思いますし、ただ法律でそういう責務とか決められているのだからと言っていっても現にこうやって放置されている空き家があるということは、持っている人たちがそういう意識は私ちょっと薄いのかなという気もします。だから、その辺の部分でやはりきちっと町側から何らかの形でしっかりとして対応していただきたいと思います。

阿部委員長 いいですか、答弁。

平山委員 いいです。

阿部委員長 ほかがございませんか。(なし。の声) なければ、空き家対策事業については終わりにして、次、その他、まとめてまず説明していただいて、質疑のほうは1つずつ行っていきたいと思いますので、それではその他について説明お願いいたします。

その他

担当課説明

説 明 員 大平町民課長、富樫町民生活係長、高野環境衛生係長

富樫町民生活係長 10:24～10:35

その他ということで、結構数多いのですけれども、先ほどの資料の2ページの下のほうから進めます。(1)、犯罪被害者等支援条例の制定ということですが、これは昨年10月の委員会で見舞金の創設ということで説明させていただきましたが、その後道警との協議ですとか、道内市町村の動きなども踏まえて検討を重ねてきた結果、3ページ目のほうに行きますけれども、本町においてもこういった犯罪被害者等支援施策を総合的に推進していくために特化条例というものが需要だというふうに認められるということから、令和7年4月1日施行とする羽幌町犯罪被害者等支援条例を新たに制定しようというふうに考えております。なお、見舞金については、さきの委員会でも説明しましたけれども、要綱を新たに制定し、制度化することとしたいと考えております。

この条例の内容、時間の関係上、要点のみご説明したいと思います。別紙資料の2でこの支援条例案の逐条解説がございます。ずらっと1条の目的から始まって、いわゆる理念等々を定めている条例等あります。その6ページ目に、先ほど説明しました第8条で見舞金を支給することに関しても条例の中で定めております。この見舞金については、遺族見舞金で30万円、それから重傷病見舞金で10万円とその額を定めて、その支給手続等については要綱で定めるということとしております。この見舞金については、犯罪行為があったときに住民であった者を支給対象としております。また、国の犯罪被害者給付金という制度もあるのですけれども、その給付金の制度と同様に故意による犯罪行為で被害を受けた方へ支給するものということで、過失による犯罪行為、例えば交通事故なんかによる被害者についてはこの見舞金の対象とはならないというものですので、そこをちょっとご留意いただければと思います。考え方としては、故意による犯罪行為による被害支援がなかったという部分があって、そのためにできた制度というような形がいわゆる国の犯罪被害者給付金って言われるものなのです。それと定義を同一にしていますので、いわゆる故意による犯罪行為のみを対象とするというものです。ただ、この支援条例全体の例えば理念だとか、取組というのですか、施策というのですか、そういった部分については例えば犯罪被害を受けてその町に住めないで、引っ越してこなければならないと、そういった方々もいらっしゃるかと思います。そういった方々に例えば町営住宅を優先的に住まえるようにするというようなこともこの条例の中で一部書かれてはいるのですけれども、そういった部分の対象の方々とこの見舞金に関しては対象がちょっと異なると、範囲が異なるということでご理解いただければと思います。これは、どこの市町村もある程度こういった区分をしているということで、当然金銭を支給するということになりますので、限定せざるを得ないというようなことでご理解いただければと思います。関係予算、この資料には記載していないのですけれども、犯罪被害者支援事業ということで新規事業で要求しておりまして、それぞれ見舞金1件分ず

つを見込んで合計40万円予算要求しているというものとなります。

元の資料に戻ります。3ページの(2)というところです。住宅改修促進補助事業の実績、それから制度の見直し等について説明します。アの令和6年度、今年度の実績ですけれども、(ア)の申請等件数実績ということで、申請が44件、決定が44件、そのうち途中事業廃止となったものが最終的に4件ということで差し引き確定したものが全体で40件という結果となっております。事業者の内訳については、ここに記載のとおりとなっています。

それから、(イ)の改修費用等の実績については、補助金交付額800万円に対して、改修費用の総額については約8,000万ということなので、少なくとも補助金の約10倍の経済効果、事業効果があるということが分かるかと思います。

それから、令和7年度からの制度の見直し等ということで、イになります。(ア)、主な見直し点ということで、今年度の事業のやってきた実績を踏まえて記載のとおりの見直しをまろまろ考えています。なお、この中で令和7年度の申請受付期間につきましては、さきの委員会でも延長するほうがいいのかというようなご意見も当然いただいていますし、申請者、それから事業者アンケートを取っています。その結果も踏まえて、4月1日から10月31日までの7か月間ということで設定したいと考えています。

(イ)、予算要求額については、これもさきに説明したとおり1,000万円ということで、予定件数を上回る場合の考え方についても前回説明したものと変わりはありません。

それから、(ウ)、周知方法、時期ということで、さきの委員会でこれも周知を速やかに行うべきだというようなご意見もいただいておりますので、予算決定前ではあるのですけれども、3月中旬に出る広報の3月号と、それからホームページのほうで予定事業ということで掲載するような形なるべく早く情報をお届けしたいというようなことで事務を進めておりますし、登録事業者、現在登録している事業者に対しては3月早々には制度変更等の内容も含めて個別にお知らせ、連絡していきたいと考えています。

続いて、(3)、令和7年度から拡充、変更等する事業ということで、3ページの後段から4ページまでにあるのですけれども、これは2. 1. 8の自治振興費の中で予算要求している事業のうち、拡充ですとか変更等があった主立った事業というものの概要のみ説明させていただきます。

まず、アの循環バス運行事業の拡充ということで、これはほっと号の利便性の向上、特に冬期間の屋外での待機時間を解消するという目的でバスロケーションシステムというものを新たに導入するもので、これに係る予算要求額については23万2,000円となっています。なお、このほかにもこの事業においては昨年11月にほっと号の現車両というのですか、が故障をしてもう使えないというような状態になったので、中古車両を沿岸バ

スのほうで入れ替える費用ということで令和7年度の予算で220万程度事業費が増えていくという形にもなりますので、これも申し添えさせていただきます。バスロケのイメージ図というのを掲載していますが、地図上に路線の線が引かれて、停留所がちょっと見づらいのですけれども、あって、バスの走行位置、左側に赤くバスの絵があると思うのですけれども、これがリアルタイムに動いていくというものとなっています。非常にほかの市町村でもこういった循環バスに関して入れているシステム、実績のあるシステム、それについては通常ホームページのほうでもほかの市町村のやつの現状も見れるのですけれども、それを見ながら比較的皆さん使いやすいだろうなというようなことでこういったシステムを入れて、あとは例えばラインですとか、そういった部分で周知もしながら活用していきたいというふうに考えています。

それから、イの公園管理事業の移管については、日常の維持管理の効率化という部分の観点から役場内部で協議をしてきておりまして、オロちゃんランド、レストパークはぼろの所管を教育委員会の社会教育課のほうに移管するものとなります。

最後に、ウの公共用地管理効率化事業（新規）とありますけれども、これについては自走式の草刈り機、ハンマーナイフモアという機械なのですけれども、これを導入して各課で管理する公共用地の草刈りを効率的に実施していこうというものです。予算要求額は185万5,000円、うち自走式草刈り機の購入費は137万7,000円となっています。合計面積で書いていますけれども、東京ドームでいうと約1.5個分ともなる広さの用地があります。これまでは、それぞれの各課で人数を割きながら刈り払い機で地道に行っていたのですけれども、年間二、三回、多いところでもっとやっている部分もあるのですけれども、それをまずは機械1台用意して効率的に実施していこうというものになります。各課で使う機械ではあるのですけれども、管理先を当課とすることによって各課を代表して計上しているという予算ということになりますので、ご理解いただければと思います。

私からは以上です。

高野環境衛生係長 10:35～10:37

最後に、別紙、その他といたしまして、天売火葬場の廃止についてということで、昨年10月開催の委員会で説明させていただいたのですけれども、その結果報告をさせていただきます。

令和6年の10月24日から11月14日までの期間で天売島民の方を対象としましてパブリックコメントによる意見の募集を行って反対意見等は特になかったものですから、3月定例会のほうで羽幌町火葬場の設置及び管理条例を廃止する条例案を提出させていただきます。

きまして、可決されれば3月31日の施設廃止に向けて閉鎖の申請を行う予定をしております。また、火葬場の閉鎖に伴いまして島内で亡くなられた方を島外で火葬を行うために必要な経費の一部を補助する羽幌町離島地区霊柩輸送等の補助金については、天売島に住所を有する方も対象とするため要綱の改正を行っているところです。なお、補助金につきましては、10月開催の委員会のほうでご意見いただきました、天候が悪くて帰れない場合どうするのだということで、その延泊分の宿泊費用についても対象として改正を予定しております。

2番としましては、令和7年度の予算要求案ということで、火葬場の運営の閉鎖までの費用と施設閉鎖に係る雪囲い等の費用、黒丸の2つ目として離島の霊柩輸送費の補助金を焼尻のほか天売島の方も対象にするということで、その費用を計上させていただく予定です。

以上です。

阿部委員長

それでは、説明をいただきましたので、まず1つ目の犯罪被害者等支援条例の制定について質疑を行いたいと思います。ございませんか。

— 主な協議内容等（質疑） — 10:37～11:04

磯野副委員長 これで言っているところは、いわゆる人的な例えば傷害事件だとか殺人事件、そういうときの見舞金ということですよね。例えば物損があった場合の見舞金とかというのは、特にないのですか。何を言いたいかというと、よくあるのは例えばご近所トラブルなんかで戸を壊されたとか、ガラス割れたとかって、その人は警察行くからいいのだけれども、そういう被害が町の中で出たときにその見舞金というのは特に町として全く考えていないのでしょうか。

富樫係長 現状想定しているものは、ご説明しましたけれども、犯罪行為で亡くなられた場合に遺族の方に支給する遺族見舞金、それから犯罪行為で重傷病、けがをされた方、被害者ご本人に支給する重傷病見舞金だけを想定しているものとなりますので、今言われたような物に対する損害、当然故意によるものもあるかとは思いますが、そういった部分については対象とはならないというものです。

磯野副委員長 もう一点、今の話なのですけれども、町の考え方を伺いたいのですけれども、例えば今言う、ちょっと話はそれるのですけれども、もっと軽犯罪というか、ご近所トラブルみたいなよく今テレビでご近所に何か汚物をぶちまけたとかなんとかってなったときに、例えばそれが町営住宅の中でありました。その人は、警察に捕まって当然行くのでしょうかけれども、ご近所としてはまた戻ってくるという心配すごくあるのです、犯罪者が。そういうときにその人も町営住宅に入っていて、周りの町営住宅に入っている人たちに町として、そういう被害者の人たち、また戻ってきたら大変だよね、ではどうするの、ではその人を町営住宅から退去させるの、それとも被害者のほうを町営住宅から移すのとかという、そういう心配というのはすごく実はあるのだと思うのです。その辺町としてはどのような考え方、考え方でいいです。

富樫係長 今磯野委員言われたケースも想定されるのかなとは思いますが、ここで言っている犯罪被害者への支援という部分に合致するものが施策としてあるかということ、なかなか難しいのかなというふうに、ただそういった部分に対して相談窓口を設置しますよというようなことも条例の中にうたっておりますので、そういった相談受け付けた中で当然警察に通報しなければならないものですとか、関係機関と連絡調整しなければならないこと、そういった部分はこの条例に基づいて当然支援できるかなというふうには思うのですけれども、具体的な公住にどうするかというのはまた別な公住のほうの所管としてできること、できないことあるとは思いますが、対応していく形になるのかなというふうには思います。

磯野副委員長 そうすると、今のところそういう公住だとかにあったときの町の指針というのは特にないという、その都度その都度相談受けて皆さんの考えを伺ってということ、特に条例みたいなのがあって、そういうときは退去させますよだとかということはないというふうに理解していいですか。

大平課長 今回の犯罪被害者のところでそういう部分が出てくるというのを想定しなかったものですから、手持ちにないのですけれども、基本的に犯罪は犯罪でそういうことがあった場合については何らかの措置は必要だと思う

のですけれども、突然強制的にというのはちょっと難しいのかなという
気もしますので、そこは本当に状況を踏まえながら適切な対応、住んで
いる方々の不安等も磯野委員おっしゃるとおりいろいろあると思います
ので、そういった場合本当に公営住宅、町営住宅、そこで発生した場合
についてはその都度状況見ながら適切に対応は取る形になると思います
す。

阿部委員長 まず、今回犯罪被害者の……

磯野副委員長 そうということなので、広く被害者という意味で質問したので、分かりま
した。

阿部委員長 公営住宅のそういった部分に関しては、また公営住宅の中でいろいろな
ルール等もあると思いますので、またそちらのほうはそちらのほうで聞
いていただきたいと、いいですか。

磯野副委員長 分かりました。

村田議長 先ほどの説明で交通事故の関係の過失の部分は含まれないということで、
この案の２ページ目に危険運転致死傷罪は対象となりますというふう
に書いてある、これでいいと思うのですが、この場合加害者が俺は危険
運転していないと裁判になって長引いたりするようなことがあると思う
のです。そうすると、見舞金を確定するのに裁判が終わるまで見舞金を出
すか出さないかということ判断できないとなると、せっかくそういう
見舞金という制度がすぐ発揮できないと言ったらいいのか、そこら辺
の考え方がもしあれば、どうやって被害者を救ってあげれるかという
ところでもしそういう考えがあれば答弁いただければ。

富樫係長 今議長言われたとおり、この制度自体が国の犯罪被害者給付金というも
のが要は犯罪が起きてから相当時間がたたないと支給されないというよ
うなものがあって、それをなるべく当面の生活費を速やかに支えてあげ
られるような制度ということでつくっている制度がこの見舞金の制度に
なります。ですので、速やかに本当に確定しないと支給できないという

ことになる、国の制度と変わりがないので、ある程度のそういった警察署のほうとも当然情報交換しますし、犯罪被害申告書というのでも出してもらい形になります。それに関しては、警察さんのほうと聞き取った中で作成するものなのですけれども、そういった部分で提訴されるいわゆる罪状というのですか、そういった部分で確定をしていなくても進めていく形になるのかなというふうには考えています。そういった制度なので、確定してからというふうには考えてはいないので、議長言われているような形で速やかに支給できるように、ただし金銭的な給付になるので、何でもかんでもという形にはいかない、ある程度の整った書類というのは必要なのですけれども、タイミングについてはなるべく早くというように形で確定する前に支給できればなど。もしそれが異なる罪状で確定したということになれば、返還だとか、そういった部分も規定はしていますので、もしこれの対象にならないよということになった場合はそういった措置を取るしかないのかなというふうには考えています。

阿部委員長 ほか犯罪被害者等支援条例についてなければ、次のほうに移りたいと思いますが、よろしいですか。（異議なし。の声）
それでは、次の住宅改修促進補助事業について質疑を行いたいと思います。

平山委員 実績についてなのですが、申請件数が44件、決定が44件で、結果として確定したのが40件ということなのですが、この4件についての内容というか、お聞きしたいのですが、どういう理由で。

富樫係長 4件廃止があつて、4件のうち本人都合が2件、事業者都合は2件になります、内訳として、理由としては。そのうち、事業者都合のうち1件については、割と早い時期に家族経営されている事業者さんのほうで体調が悪くなったというご家族がいらっしゃって、どうしても大きい工事だったものですから、対応できないというようなことで、その申請者についてもその後ほかの事業者さんに確認したのだけれども、やっぱりちょっと今年はやれないわというようなことで見つからなかったために事業廃止にしたというのが1件ありました。それ以外の3件ですけれども、

ご本人の都合でもろもろ経済的にだとか、やる気だったのだけれども、ちょっとできなくなっただとか、そういった部分もありました。それがご本人都合の2件かなと思います。業者都合のもう一件というのは、明らかにと言ったらあれですけれども、あまりにも遅くなってしまって、それもいろんな経過は当然けがしたとか何だというのはいろいろあるのですけれども、結局は冬になる、雪が降る前に終わり切らなかったというのが1件という形になっています。

平山委員 事業者の健康面と言ったらおかしいけれども、の都合でできなくなった、その申請した人は来年度7年度にまたこれから受付があるので、そういう意向というのは聞いているのか聞いていないのか。

富樫係長 当然7年度上がってきたら対象にはなるのですけれども、ご本人がやるということであれば申請されるのかなという、やめたときに来年上げるわとは言っていなかったもので、どうなるか分かりませんが、恐らく申請来るかなというふうには思っていますけれども。

平山委員 その場合に、一応50件ですよ、来年度の申請件数は。過去にもこういうことあったと思うのだけれども、今年やって当たらずに来年度に申請して、そういう人たちを優先できないのかって今まで過去にあったと思うのですけれども、今回はそのようなことは。

富樫係長 50件というのは、当初の予算で定めている件数、金額になるのですけれども、それを超える場合については基本的には全部対象にしますよというような形で、当然予算については補正するとかという形になるので、確約できるものでは、当然議決も必要になりますので、ないのですけれども、ただしそういった方針で考えていますので、当然抽せんもしないですし、来たものから受け付けていくという形になりますので、優先も何もないと、全て受けますという形です。

平山委員 今の答弁ですごくうれしいです。申請された方が本当に必要として申請されていると思うので、以前のように抽せんではどうのこうのということなくて、受付していくということなので、分かりました。いいです。あ

りがとうございます。

阿部委員長　ほかございませんか。(なし。の声) なければ、住宅改修について質疑終えて、次のまず循環バス運行事業の拡充について質疑を求めたいと思います。

磯野副委員長　確認でした。ほっと号の車両入替えですけれども、既に入れ替わっていますよねという確認。

富樫係長　実際については、沿岸バスのほうで困るので、早急に中古車両なのですが、当たりつけて、それをもう既に導入をして入れ替えているところですよ。それに係る費用を7年度のほうで措置しようというものです。

村田議長　今のは、故障って書いてあるから、どういう故障なのか分からないですけれども、これ入れ替えてそんなにまだ潰さなければならない古いバスではないはずなのに……あの赤っぽいバスだ。あれが駄目になったと思うので、そこ聞きたいというか、質問したいなと思って。

富樫係長　故障した現車両というのですか、それに関しても元は中古で導入した車両になります。東京で走っていた車両だというふうに聞いているのですけれども、そもそもそういった車両ですので、キロ数もそれなりに行っていたと思うので、平成30年に中古で取得したものなのですからけれども、年式は平成18年車です。それ取得してから6年羽幌では稼働していたのですけれども、そもそもは渋谷で循環バスで使っていたバスらしいです。それを持ってきて使っていた車両のようですので、入れてからはそんなに確かに年数たっていないのですけれども、その前がかなり使われている車両だということで、なるべく新しく新車で入れるとかではなくて、確かに中古で入れるとそこまでもたない可能性もあるのですけれども、なかなかすぐ使わなければならないというようなこともあって、故障してからは当面別なバスで代わりに代替して動かしていたのですけれども、それもなかなかではそっち今度使えなくなるとかという事情もあるので、速やかに入れたいというような形でこういった形になっているところですよ。

村田議長 平成30年に入れたときのそれが中古だとは知らなかったものだから、申し訳ないです。私の勘違いでした。

それで、今走っているほっと号、前の旧のやつよりも色が白っぽいと言ったらいいのか、何か見づらいという、冬なんか特にやっぱり白と違う色のほうがお年寄りなんか見やすいような気がするのですけれども、塗装するとまたお金かかるのですけれども、あれは本当に現行今のあのままの状態ですと使っていくつもりなのかどうか。

富樫係長 それは、今回中古で入れるときにも沿岸バスのほうにも確認しているのですけれども、基本的にラッピングだとか、当然費用もかかるのです。それもありますし、早く使わなければならないという事情もあって、まずこのままいきたいというようなことでは一応確認はしているところなのですけれども、もし本当に見づらいたとか、表示があまりにも分かりづらいとかということであれば、何らか沿岸バスのほうとも協議をしながら、できること、できないことあると思うのですけれども、本当に乗る方がこれ何のバスなのって分からないようであればちょっと問題かなというふうにも思いますので、その辺は協議しながら考えていきたいなと思います。

村田議長 先ほどのアプリでしたか、バスロケーションシステム、これに関しては今大平課長はタブレット持っていますけれども、普通でいけばスマホで見るとのことだと思うのですが、これもやっぱりお年寄りが対象というのはあれですけれども、全町民利用はできるのですけれども、そうすると広報なりなんなりで周知しても利用したい人、バス利用する人にはこういうのあるよということで使い方をご指導しなければならないような、でないと思えないのだわということが起き、年配者はそう思うのです。私の母親なんかも何かやったら必ず教えて何回もしないと、1回ぐらい教えたぐらいでは駄目なので、だからそこら辺はもし時間的な部分でバスの利用している方にご指導するという、そういうことを考えているのか、あとは周知するだけで終わらせるのか、そこら辺どういうふうに考えていますか。

富樫係長 これに特化して使い方を教えるだとかというのは、今のところ考えては

いなかったのですけれども、当然バスの中、車内にこういうふうに見れますよって掲示するのは一つなののですけれども、今デジタル推進課のほうでラインの登録という部分でそういったスマホ教室みたいな形で高齢者の方特に来てやっていますので、その中で当然ラインを登録してもらう部分の一つきっかけになってもいいかなというふうにも考えていますので、そこは連携をしながらそういったときに併せて教えてもらえるような形でできればいいかなというふうには考えています。

平山委員 このシステムの利用開始というのは、4月からできるのか。

富樫係長 一応4月から見込んではいるのでのですけれども、当然契約できるの4月からなので、予算がついてという形になるので、なるべく早い段階で導入したいなと思うのですけれども、そういった準備、路線に例えば全部バス停表示する形になりますので、そういった作業も業者さんのほうでやっていただくことになりますので、それがどれぐらいかかるかというのは何とも見込めないのですけれども、事前に確認した中ではそんなにかからないよというところも聞いていますので、なるべく早い段階で4月中には導入したいというふうには思っています。

平山委員 さっき議長言ったように、高齢者の方が利用する人多いと思うのですけれども、システム利用開始までにほっと号のバスの中にでもそういうお知らせというか、そういうものも今からでもしていったらどうかなと思うのですけれども。

富樫係長 予算がついてからできるものでありますけれども、先ほどの補助金だとか、そういった部分と一緒にそういうお知らせに関しては悪いことではないので、今言われたような形で先々に予定ですよという形でやることはできるかなと思うので、その辺も沿岸バスのほうと協議しながら考えていきたいなと思います。

阿部委員長 すみません。暫時休憩します。
(休憩 10:58～11:00)

阿部委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ほっと号について、ほか質疑等ございませんか。(なし。の声) なければ、次の公園管理事業について質疑受けたいと思います。これについても移管するということですので、我々文教厚生常任委員会のほうでまた今度調査するときは社会教育課のほうに説明していただくということになりますので、よろしいですね。(なし。の声)
次の公共用地管理効率化事業、これについて質疑を受けたいと思います。ございませんか。

村田議長 これ共同で使うということは、非常によいことだと思うので、購入費が137万7,000円って書いてあるので、今既存の町で持っている古いスポーツ公園だとかの使っているあれも逆に言うとこれからも古いから使えるかちょっと分からないですけども、もし使うとすればそれも同じく共用の中で、多分レストパークだとかオロちゃんランドで使っていたはずなのです、今までも。だから、もしそういう自走式の草刈る機械が2台になるとすれば、それは逆に言うと両方を上手に共有化して使うということにならないかなって、そこら辺の考え方をお聞きしたいなど。

富樫係長 議長今言われたように、社会教育課のほうで公園関係のスポーツ公園だとか、オロちゃんランドだとか、そういった部分の草刈りに乗用の草刈り機あるのです。それに関しては、トラックも大きいトラックでないと乗らないだとか、実は、夏場常時動いているのです。それをではほかの課が使えるかということ、使える状況に実際はないということもあります。そういった部分でどうしてもやっぱり借りれない状況になるので、社会教育課のほうでそれが古くなって入れ替えるかどうかというのはちょっと把握はしていないですけども、確かに2台か3台あるのです。今入れようとしているのは、ああいう乗用タイプではなくて、手押しのハンマーナイフモアという、基本手押しなのでですけども、自走で動く、ステップもついて乗ることもできるというもので、高刈りもできるので、比較的砂利というか、石のところも我々やっている部分というのは大きいので、公園で使っているような乗用タイプだとどうしても刃すぐいつてしまうという部分、軽トラで持ち運びできないとどうにも使いづらいというようなこともあり、軽トラに載るサイズということに限定をして

誰でも要は除雪機を積卸しするのと同じような形で使える機種をと、なおかつ今のは結構スピードも速くなってきているので、効率もいい機械を1台まず入れてみたいというふうに考えています。

阿部委員長　ほかございませんか。(なし。の声) なければ、次、最後、天売火葬場の廃止について質疑受けたいと思います。ございませんか。いいですか。
(なし。の声) それでは、ないようですので、本日1件目の空き家対策事業について、そしてその他について終了したいと思います。
暫時休憩いたします。

(休憩 11:04～11:11)

阿部委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、2件目の第3期羽幌町子ども・子育て支援事業計画について、担当課より説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2 第3期羽幌町子ども・子育て支援事業計画について

担当課説明

説明員 高橋福祉課長、村上子ども係長

高橋福祉課長 11:11～11:11

お時間いただき、ありがとうございます。福祉課からは、第3期羽幌町子ども・子育て支援事業計画について素案が出来上がりましたので、その説明させていただきます。

説明は、担当係長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

村上子ども係長 11:11～11:45

皆さん、お疲れさまです。羽幌町役場福祉課子ども係の係長の村上です。それでは、羽幌町子ども・子育て支援事業計画第3期の素案について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、子ども・子育て支援事業計画の概要についてであります。子ども・子育て支援制度を推進していくため幼児期等の学校教育、保育、地域の子育て支援の提供体制を

どのように整え、どのように進めていくかを定める計画であり、全国全ての自治体が作成するものとなります。本委員会に先立ちまして、令和7年2月17日に羽幌町就学前子育て支援審議会に諮問し、審議会から答申をいただいているところでございます。

第2期子ども・子育て支援事業計画からの変更点について説明させていただきます。後ほどご説明いたします地域子ども・子育て支援事業の新規事業であります子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業、産後ケア事業について第3期子ども・子育て支援事業計画に盛り込むことになっております。目次以降下部にページが振られてありますので、ご確認ください。

それでは、1ページを御覧ください。第1章、計画の策定に当たってとして、1、計画の趣旨を記載しております。1ページ下段にありますとおり、第2期羽幌町子ども・子育て支援事業計画が令和6年度に計画期間の満了を迎えることから、第3期羽幌町子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。

2ページを御覧ください。2の計画の位置づけについてご説明します。本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、羽幌町の子供と子育て家庭を対象として町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものになります。計画作成に当たっては、子ども・子育て支援法はじめ、子供と子育て家庭に関わる施策、また様々な分野の取組を総合的かつ計画的に展開することで上位計画である羽幌町総合振興計画や関連計画と整合を持ったものとして定めます。

3ページを御覧ください。3、計画期間についてですが、子ども・子育て支援事業計画は5年間を計画期間としており、第3期計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間の計画となります。

4、計画策定体制ですが、本計画の策定に当たって子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき羽幌町就学前子育て支援審議会を設置し、計画内容等について諮問し、決定するものであります。

4ページを御覧ください。第2章、羽幌町の子ども・子育てを取り巻く環境について記載しております。1、人口、世帯、人口動態等ですが、(1)、人口の推移は下記のグラフのとおり平成12年度から比較し令和2年度までに年少人口は約550人、生産年齢人口は2,580人減少しています。また、老年人口は320人増加していることから、少子高齢化が進んでいる状況であります。

5ページを御覧ください。(2)、自然動態、社会動態についてであります。社会動態は転入よりも転出が多いことからマイナスとなっており、人口減少の要因となっております。また、自然動態は、出生よりも死亡が多いことからマイナスとなっており、こ

ちらも人口減少の要因となっております。

(3)、将来の人口推計についてですが、令和32年には人口が約3,000人まで減少すると推計されております。

6ページを御覧ください。(4)、世帯の状況についてですが、世帯数は年々減少しており、また1世帯当たりの人員も減少し続け、核家族化が進展しております。

7ページの(5)、出生の状況についてであります。年度によるばらつきがありますが、出生数は減少しており、令和3年度以降はおおむね20人前後となっております。

(6)は、婚姻、離婚の状況をグラフで示したものととなります。

続きまして、8ページ、(7)、就労の状況についてであります。女性の労働力率が20歳代前半まで上昇し、25歳から34歳の年齢層で低下するいわゆるM字カーブとなっております。M字カーブが緩やかになっている状況です。また、平成22年の女性と令和2年の女性を比較すると、令和2年の女性の就労率が高くなっており、働く女性の割合が高くなっております。

9ページを御覧ください。2の教育・保育施設の状況について記載しております。(1)、利用児童数の推移であります。乳幼児の数が年々減少していることから、利用児童数が減少しております。

(2)、幼稚園の利用者の推移ですが、平成28年の37人をピークに年々減少しております。令和5年度が大きく減少しておりますが、幼稚園の利用定員の減少に伴う利用者の減となっております。

10ページを御覧ください。(3)、認定こども園の利用状況についてですが、認定こども園における教育部門については減少しており、保育部門については増加しております。先ほどご説明しました女性の就労状況の結果から分かります。女性の就労率が高くなっていることから、保育のニーズが高まっていることが保育のニーズの増加に反映されております。

11ページを御覧ください。3、地域子ども・子育て支援事業の状況を掲載しております。(1)、地域子育て支援拠点事業につきましては、すこやか健康センターで実施している子育て支援センターの実績となります。

(2)、妊婦に対して健康診査を実施する事業、妊婦健康診査につきましては、妊婦が受診する妊婦健診、基本健診14回分を公費負担する事業です。なお、平成30年度から産後鬱の予防や新生児への虐待予防を図るため産婦に対する健診2回分を公費負担しております。

(3)、乳児家庭全戸訪問事業は、乳児がいる家庭を保健師が訪問する事業です。

(4)、養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に

対する支援に資する事業についてですが、児童の養育について支援が必要でありながら積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に訪問により専門的な指導等を行うサービスとなっております。

続きまして、(5)、子育て短期支援事業についてと(6)、子育て援助活動支援事業につきましては、羽幌町では該当する事業がありませんので、実績はありません。

(7)、一時預かり事業についてですが、保護者の都合により一時的に家庭での保育が困難な場合に利用できるサービスです。羽幌町では、認定こども園・まきで実施しております。

(8)、時間外保育事業と(9)、病児保育事業につきましては、羽幌町では実施しておりません。

(10)、放課後児童健全育成事業は、放課後等における児童の安全、安心な居場所の確保と遊び、学習、各種体験活動の場を提供するサービスです。羽幌町で実施している事業につきましては、児童数の減少に伴い、実績が減少傾向にあります。

続きまして、14ページを御覧ください。14ページには、4、ニーズ調査の結果の概要について掲載しております。就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識、意見の把握及び子ども・子育て支援事業計画で定める教育、保育及び地域子ども・子育て支援の事業量を推計する基礎データを得るため、アンケート調査を実施しております。アンケート調査は、就学前児童及び小学生がいる世帯を対象に実施しております。また、こども基本法第11条に基づき、子供からの意見聴取として小学4年生から6年生までを対象にアンケートを実施しました。

(1)、保護者の就労状況についてであります、父親の就労状況については91.5%と高い割合を示しております。

15ページを御覧ください。母親の就労状況についてですが、フルタイムで就労、パート、アルバイト等で就労、以前は就労していたが、現在は就労していないの割合が高くなっております。また、中段の表、現在就労していない母親の今後の就労意向において、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したいと考えている母が46.7%と高くなっております。

続きまして、(2)、教育・保育事業の利用についてですが、利用しているという方が75.7%となっております。

16ページを御覧ください。利用している教育・保育事業及び今後利用したい教育・保育事業ですが、認可保育所、認定こども園（保育部門）が高い割合となっており、また幼稚園の預かり保育の割合も高く、親の就労状況や就労への意向が反映された結果となっております。

17ページを御覧ください。(3)、子供が病気やけがのときの対応については、事業を利用できなかったことがあったと回答した方が56.7%となっております。そのときの対処方法として、母が休んだの割合が76.2%と高くなっております。病児、病後児保育の利用意向についてですが、利用したい方と利用したいと思わない方が拮抗している状況でした。

18ページを御覧ください。(4)、不定期の教育・保育事業の利用についてですが、私用等による目的で不定期に教育・保育事業を利用している方について、利用していないと回答された方が73%となっております。また、今後の利用意向については、利用したいが56.8%となっております。

19ページを御覧ください。(5)、小学校就学後の放課後の過ごし方について、アンケート結果を掲載しており、低学年と高学年に分けて記載しております。

20ページを御覧ください。(6)、子育ての実態についてに子育てについての不安や負担、子育てについての悩みについてアンケート結果を掲載しております。

21ページを御覧ください。(7)、小学生のアンケート結果を掲載しております。悩み事があると回答した児童が13.2%となっており、相談したい相手は親が78.1%となっております。親が子育ての悩みを誰に相談すべきかという問いに対し、親同士で相談が62.3%となっております。

22ページを御覧ください。5、羽幌町の子ども・子育て支援の課題について記載しております。地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実、家庭、地域の子育て支援の充実、幼児期の学校教育、保育の総合的な提供を課題とし、それぞれの方針等を記載しています。こちらにつきましては、第2期の計画を継承しております。

23ページから24ページまで、保護者アンケートにより寄せられた意見を掲載しております。主な回答として、子ども・子育ての支援の充実、費用の軽減、医療体制の充実、公園やイベントなどの充実、広報活動の充実について意見がありました。これらの意見については、関係課等と共有させていただきます。

25ページに小学生の意見を掲載しております。小学生から親子が参加できるイベントについて、子育てをしている大人への手助けについて、町から子育て世帯に対する情報発信について様々な意見が寄せられました。小学生の意見についても保護者アンケートと同様に、関係課と情報を共有させていただきます。

続きまして、26ページから第3章、基本的な考え方について掲載しております。なお、第3章につきましては、第2期子ども・子育て支援事業計画を継承しております。

27ページを御覧ください。2の基本理念において、全ての子供が心身ともに健やかに育つ環境を推進することを基本理念として設定しております。基本理念を心と心をつな

ぎ子育て支援、健やかな育ち優しく温かく地域で支えとし、子供の健やかな成長を支える、全ての子育て家庭を支える、地域全体で子育てを支えるを3つのテーマとしております。

28ページを御覧ください。3、基本的な視点として、子供の育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、成長過程の特徴や重要な視点について記載しております。

29ページには、4、施策体系を表にしております。

30ページを御覧ください。第4章、教育・保育提供区域の設定について掲載しております。1、教育・保育提供区域の考え方については、教育・保育提供区域設定のポイントについて記載しております。

31ページを御覧ください。2、教育・保育提供区域の設定について、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業の区域設定に分けて設定をしております。なお、教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業の区域設定は、町内全域を区域として設定しております。

続きまして、32ページを御覧ください。第5章、教育・保育施設の充実、1、量の見込みについてご説明します。保護者向けに行ったアンケート調査により、共働き家庭や専業主婦家庭、独り親家庭などの家庭類型を把握し、家庭の類型から認定区分ごとの量の見込みを算出しております。

(1)、子供のための教育・保育給付の認定区分ですが、下の表のとおり1号認定、2号認定、3号認定に分けられます。

33ページを御覧ください。2、提供体制の確保と実施時期について掲載しております。これらの各表は、先ほどご説明した認定区分ごとに各年度の必要利用定員総数である需要量に対し、町内の施設が提供できる供給量である確保の内容を表しております。

それで、申し訳ございません。訂正がありますので、お手数をおかけしますが、訂正をお願いします。34ページの(3-3)、3号認定(2歳、保育園を利用希望)の表の下段にあります過不足(2-1)について訂正があります。各年度過不足(2-1)がゼロ人となっておりますが、令和7年度は12人、令和8年度は13人、令和9年度は13人、令和10年度は14人、令和11年度は15人となります。訂正をお願いします。

ページ戻りまして、33ページ、(1)、1号認定、3歳児以上、幼稚園を利用希望、(2)、2号認定、3歳以上、保育園を利用希望、34ページに移りまして、(3-1)、3号認定、ゼロ歳児、保育園を利用希望、(3-2)、3号認定、1歳児、保育園を利用希望、(3-3)、3号認定、2歳児、保育園を利用希望に分かれておりますが、各認定区分ともに供給量である確保の内容から必要利用定員総数である需要量を差し引いた過不足、先ほどの過不足(2-1)がプラスとなっていることから、供給量が需要量を上回っている状

況であります。

35ページを御覧ください。3、教育、保育の一体的提供の推進、認定こども園について記載しております。認定こども園の特徴、認定こども園の取扱いについて記載しております。

37ページから4、新・放課後子ども総合プランに基づく取組の推進について、次の5、外国から帰国した幼児や外国籍の幼児等に関して記載しております。

38ページを御覧ください。6、教育・保育施設の質の向上として、幼稚園教諭や保育士の資質の向上に向けた取組について記載しております。

続きまして、7、産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保として、情報提供等について記載しております。

39ページに8、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施、9、副食費の負担軽減についてを掲載しております。

なお、35ページの3、教育、保育の一体的提供の推進、認定こども園から39ページの9、副食費の負担軽減に係る部分につきましては、第2期子ども・子育て支援事業計画から継承しております。

続きまして、40ページを御覧ください。第6章、地域子ども・子育て支援事業の充実として、1、地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策について記載しております。国から提示される基本指針等に沿って地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定します。また、設定した量の見込みに対応するよう事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

(1)、利用者支援事業についてであります、情報提供や相談に対応する事業となっており、実施箇所を1か所と設定しております。

(2)、地域子育て支援拠点事業は、子育て支援センターで実施している事業です。乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行っております。量の見込みは、減少傾向にありますが、引き続き子育て支援センターで実施してまいります。

(3)、妊婦健診事業は、出生数の減少が見込まれることから量の見込みは減少していますが、引き続き14回分の健診費用を助成していきます。

(4)、乳児家庭全戸訪問事業については、出生数が減少が見込まれることから量の見込みは減少していますが、引き続き保健師による全戸訪問を行ってまいります。

続きまして、(5)、養育支援訪問事業ですが、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した特に支援を必要とする妊婦や児童に対し、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行う事業です。過去5年の平均を基に見込みを算出しております。

続きまして、(6)、子育て短期支援事業及び(7)、子育て援助活動支援事業については、羽幌町では実施する予定はありませんが、情報収集に努めてまいります。

(8)、一時預かり事業についてですが、①、幼稚園における在園児対象型、保育園等における幼稚園での在園児対象型以外につきましては量の見込みに対し確保されている状況であります。

続きまして、(9)、時間外保育事業については、アンケート調査においてニーズが少ない状況であり、現状は実施しておりませんが、引き続き情報収集に努めてまいります。

(10)、病児保育、子育て援助活動支援事業についてであります。ニーズはありますが、保育施設及び医療施設において病児保育事業の体制が整っておらず、必要となる人材の確保が難しい状況でありますことから、今後も情報収集等に努めてまいります。

(11)、放課後児童健全育成事業についてであります。引き続きこぐま児童会で実施していきます。第3期子ども・子育て支援事業計画から学年ごとの量の見込みを算出することになりました。いずれの年度においても量の見込み以上に確保されている状況であります。

(12)、子育て世帯訪問支援事業から46ページにあります(17)、産後ケア事業までが地域子ども・子育て支援事業として新たに第3期子ども・子育て支援事業計画に盛り込む事業となります。

(12)、子育て世帯訪問支援事業についてであります。家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、育児等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業となっております。羽幌町では、現在実施予定はありませんが、関係機関と連携を図りながら対象世帯の把握に努めるとともに、今後のニーズや状況を勘案しながら必要に応じた検討を行っていかうと考えております。

続きまして、(13)、児童育成支援拠点事業の事業内容についてであります。養育環境等に問題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対し、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて生活環境の形成や学習のサポート、相談支援、食事の提供など様々な支援を行う事業となります。羽幌町では、現在実施を予定しておりませんが、関係機関と連携を図りながら必要に応じた検討を行っていかうと考えております。

(14)、親子関係形成支援事業の事業内容についてであります。児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその状況等に応じた情報の提供、相談や助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みを相談、共有し、

情報の交換をできる場を設ける等必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業となります。羽幌町では、現在実施を予定しておりませんが、必要に応じて検討をしていこうと考えております。

(15)、妊婦等包括相談支援事業の事業内容についてですが、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産、育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業となっております。羽幌町では、安心して出産、子育てができるよう妊娠から出産まできめ細かな相談、指導を行います。具体的には、妊娠届出時、妊娠中期、妊娠後期、新生児訪問時に保健師、管理栄養士、保育士が連携を図りながら妊産婦からの相談に応じるとともに、妊婦健診、乳幼児健診、予防接種等の今後の予定を確認し、出産後は子育て支援センターの利用を促すなど妊産婦に寄り添う事業を実施しており、令和7年度以降も継続して実施してまいります。

(16)、乳児等通園支援事業の事業内容についてですが、保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子供が保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠の中で時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度となっております。乳児等通園支援事業は、令和8年度から全ての市町村が実施する事業となります。このため、羽幌町では令和8年度から認定こども園、幼稚園で乳児等通園支援事業を実施する予定です。3月定例会において国が定める基準を基に羽幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するため、議案として提出させていただきますので、ご審議のほうよろしくをお願いします。乳児等通園支援事業は、余裕活用型と一般型に分けられております。余裕活用型については、ゼロ歳児から2歳児の保育を行っている保育所や認定こども園において利用定員に空きがある場合に実施できるものであり、幼稚園は余裕活用型による事業は実施できません。ただし、保育所の人数や施設設備の要件が基準に合致していれば、幼稚園においても一般型として乳児等通園支援事業を実施できるものとなります。

(17)、産後ケア事業の事業内容は、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。羽幌町では既に実施しており、現状に引き続き助産師に委託し、事業を実施していきます。

48ページから第7章、子ども・子育て支援関連施策の推進について掲載しております。第7章につきましては、第2期子ども・子育て支援事業計画を継承しております。1番の児童虐待防止対策の充実については、関係機関との連携及び羽幌町における相談体制の強化等について記載しております。

次のページ、2、独り親家庭の自立支援の推進については、引き続き児童扶養手当や独り親家庭等の医療費助成を行ってまいります。

3、障がい児施策の充実については、様々な事業を通じて早期発見、必要な支援の提供、保護者の理解につなげるよう関係機関が連携を密にし、支援してまいります。

4、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進として、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や意識の醸成に継続的に取り組む必要があることから、育児休業制度等の導入促進等に向けた情報発信などが必要であると考えております。

51ページから第8章、計画の推進体制について掲載しております。こちらにつきましても第2期子ども・子育て支援事業計画を継承しております。1、関係機関等との連携として、推進の体制図、2、役割として、町、保護者、学校、幼稚園、認定こども園、地域の役割について記載しております。

それ以降については、資料編となっております、計画策定の経緯、あと計画策定の組織について記載しております。56ページから用語解説となっております。

なお、先ほどご説明しました量の見込みと確保の方策等について変更の必要がある場合は、羽幌町就学前子育て支援審議会に諮問し、計画の内容を都度変更することになります。

以上で羽幌町子ども・子育て支援事業計画第3期素案についての説明を終わります。

阿部委員長

それでは、説明いただきましたので、質疑のほうに入りたいと思います。第1期、第2期となっています子ども・子育て支援事業計画、第3期についても基本的には第2期を継承した部分で、先ほど係長のほうからも新規で入れる部分といった説明もありましたので、そちらのほうを中心に、あと量の見込み等についても令和7年度以降、第2期からはそういった数字は変わっていますので、そういった部分気になることがあれば質問していただきたいと思いますので、質問がある方は挙手にてお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 11:45～12:12

磯野副委員長　すごいボリュームで質問する時間があと15分しかないですが、1点だけ、気になったことが1つあります。子育て支援、まずは支援事業があって、それはそれでぜひやってほしいと思うのですが、42ページの中で子育て短期支援事業と子育て援助活動支援事業は本町ではやっていないということなのです。いろんな子育ての中でちょっと気になったことが1つあって、子供が例えば病気なりなんなりしたときはいろんな、例え

ば49ページで独り親家庭の自立支援の推進ということで就業支援だとか生活支援というのがあるのです。町民から言われたことの一つで、お母さんが倒れました、熱出して全く動けません、そのときにどうやって、自分がまず一人で病院にも行けない、子供がいる、保育園に連れていくわけにもいかない、御飯も作れない、どこに相談して、何か支援策あるのですかって聞かれたのです。こういうのがこの中には載っていないです。しかも、アンケートの中にも実はそういう話というのはまだ出てきていないのですけれども、子育てというのはお母さん、特に独り親になると本当に大変だと。子供が病気になれば、お母さん休めばいいという、お金の問題だけになるのですけれども、例えば審議会の中でそういう話というのは、これ本当に現実的な問題で、お母さんにとっては本当に大変な問題だと思って聞いていたのですけれども、その辺に対しては審議会ですべて論議はされなかったのでしょうか。

村上係長 まず、審議会の中ではそのような意見は出てはおりません。その上で例えば独り親の方で倒れた場合どうしなければならないのかという部分はあると思うのですけれども、その場合につきましては多分関係機関、例えばお母さんが働いている職場ですとか、あと子供が通っている園ですとか、そういうところから情報とか提供していただいた上で対応していくような形にはなるとは思うのですけれども、ただ実際に羽幌町の中でそういう方に対して対応できる体制が整っているかという点、現状としては整っていないという状況になりますので、そのときに例えばですけれども、羽幌町内では実施はしていないのですけれども、子供を例えば一時的に児相のほう、旭川児童相談所とかに相談した上で子供を一時的に預かってもらえるのかどうかとか、その辺の確認をしながら対応のほうを取っていくような形になると想定しております。

磯野副委員長 羽幌に住んでいてそういうケースというのは本当に、確かにこの中でも指導、助言はしますよとは書いてあるけれども、制度的な問題で、本当にお母さん動けないのに、今言う児相に相談とかなんとかというのは全く不可能になってきたときに身近な例えば支援センターに相談したら、取りあえず1日例えばヘルパーさんみたいに来てやるだとかという、そういう発想というか、子育て支援の中に俺はぜひそういうものを入れて

やらないと、子供だけではなくてファミリーケアということもきちっと、子育てってやっぱり家族で支援するというのは当然大事なことです。ですから、本当に大きな問題だと思うので、もし入れれるものであれば私はその辺は町としても何らかの支援策というのは、1日、2日のことだけでも、本当にお母さん一人で子供例えば2人いるなんて話、乳幼児と保育園児いましたなんて話だと、お母さん本当に動けない、大変だと思うのです。だから、相談受けたら具体的に動けるような支援も必要でないかなと思うのですけれども、何か町としては。

村上係長 例えば疾病だったり、そういうのでお母さんのほうで子供が見れないという状況になった場合につきましては、基本的にはまず一時預かり事業を使っていただくような形になるのかなと思っております。その上で一時預かり事業につきましても時間の制限がありますので、その部分で何か補えるものがあればというところで考えなければいけない部分はあるのかなとは感じてはおります。

阿部委員長 すみません。暫時休憩します。

(休憩 11:51～11:52)

阿部委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

村田議長 新規事業の、ページ数45ページ、児童育成支援拠点事業ということの中なのすけれども、ここに当てはまるのかどうなのかちょっと分からないのですが、今の子供たち、対象でいけば小学生まで、あと中学生、高校生も入ってくるのかもしれないすけれども、今の時代でひきこもりだとか不登校という子供たちはどうしても気になるところで、そういう子供たち、その家庭を支えたり、あと不登校だったら学校に行けないのであれば行けないなりの何かしらのウェブでも教育をさせてあげるとか、そういう支援というのはこれからやっぱり必要な項目に入ってくるので、ちょっとこの13番とそぐわないのか、中身的にここに完全にマッチしていると思わないけれども、そういう子供たちの支援、家庭の支援というのは私は必要になってくるのではないかなと思うので、そこら辺もしこ

こでなくてこういうところでちゃんとカバーしているのですよというものがあればいいのですけれども、そこら辺。

高橋課長 今言われたことに関しては、うちのほうというか、うちサイドではなくて健康支援課の保健師とかという部分で子育ての流れの中でそういう家庭に関しては押さえてはいるのです。押さえた上でそれぞれ関係ある機関のほうとは相談はしています。ただ、形的には見えていないですけれども、うちのほうとしてはそういうケアというか、事業として起こしているわけではないので、1人の子供をずっと見ている中でこの子はこうだ、こうだという押さえ方はしています。それを今後どうしていくかという部分に関しては、そういう事業が国からある部分については利用できるものは利用していきたいなとは思いますが、まだそこまでの形にはなっていないけれども、やっていることはやっていますので、その辺はもう少し各部署とも相談しながら検討していきたいなと思います。

阿部委員長 私のほうからも質問をしたいと思いますが、第1期、第2期を通じて心配というか、気になるのが確保の部分です。保育であつたりとか、そういった部分の保育士さんにしてもそうですし、預かり事業なんかにしても人手が足りないといった話も聞いているので、それに対して町の支援策として保育士等に対しての修学資金制度等もありますけれども、本当にこの計画の中だけでもいろいろな町の施策等も絡んでくるとは思いますけれども、今後そういった人員の確保もそうですし、あと面積的な部分、子供がだんだん減少傾向にあるので、保育の面積的な広さの部分というのは問題になっているのかなとも思いますけれども、やはりそういった人員的な部分、あと施設、場所的な部分の確保という部分で今後に対してどのようにお考えかお聞きしたいなと思います。

村上係長 まず、場所、面積の部分につきましては、基本的に先ほど説明しました確保の内容の部分につきましては各施設において定めている利用定員を基にして人数を定めております。これは、あくまで施設における利用定員なので、認可定員とは異なっております。認可定員は、もっとその施設の大きさに合った子供の受け入れる人数を設定しているものであって、

それよりも低い値として利用定員が設定されております。なので、場所的な例えば部屋の広さですとか、そういう部分については例えば今後利用する子供が増えることによってではこれ以上利用定員を増やすことができないのかといえ、そういうわけではない状況です。

続きまして、例えば保育士等に係る確保についてであります。保育士等修学資金に係る貸付制度について羽幌町のほうで実施しております。平成30年度だったと思うのですけれども、貸付け利用された方が3人いらっしゃいました。それ以降貸付実績はない状況だったので、令和6年度から保育士確保に向けて貸付けの制度の見直しを行っております。その見直しによって、例えば保育士の資格を取るための養成学校等に羽幌町でこういう貸付制度を実施していますよという紹介もさせていただき、制度について広く周知はさせていただきました。なのですけれども、現状今貸付希望者がいないという状況にはなっております。ただ、羽幌町として例えば利用定員に対して保育士を何人確保しなければならないという確保する人数があるのですけれども、それ以外に例えば保育士の資格がないのだけれども、保育士の補助員という形で雇った場合についての賃金に係る補助制度も行っております。そういう部分を活用していただきながら、提供体制について確保していきたいと考えております。

阿部委員長 もう一点、私からは最後にしますけれども、23ページからニーズ調査における意見が出ていまして、こういった調査で毎回毎回いろいろな要望等が出てきていますので、全てが全て要望を受け入れる、意見を受け入れるというのは難しいのですけれども、担当課だけではなく各課にまたがった要望等も出ていますので、こういった部分は共有はされたのか、また今後共有していくのかどうかだけお聞きして終わりたいと思います。

村上係長 先ほど説明させていただいた際にこのニーズ調査の結果につきまして、これにつきまして関係課と情報の共有をさせていただいて、その中で例えばできる事業、できない事業等検討していただいた上で協議して実施できるものは実施していくという形になりますので、その辺は各関係課のほうには情報共有はさせていただきますので、よろしくお願いします。

阿部委員長 子育てしている保護者の方々、小学4年から6年生の意見という貴重な

意見いただいていますので、ぜひ共有していただいて何か実現できる部分があれば実現をしていただきたいなと思っております。

平山委員 保育士さんが足りないということで、保育士確保に対して貸付金とかやっていますけれども、年々羽幌町も子供がだんだん少なくなっている状況で、今もし把握していれば教えてほしいのです。羽幌町としては、保育士さんが現実どのくらい足りないのか、もし把握していれば。保育なんかは、特に何歳だったら何人、基準あります、保育士さん何名って。そういうのもありますので、だんだん子供の数が少なくなっている現状で保育士さん足りないということなのですからけれども、その辺今実際にどのくらい足りないのか、もし把握していれば教えていただきたいと思います。

高橋課長 現状まきさんにしても藤さんにしても足りていることは足りて、今実質的な子供たちに対しての先生の数というのはぎりですけれども、足りているということは聞いています。ただ、それから増えたりすると1人足りないとか、2人足りないとか、あと入ってくるゼロ歳が増えればというその条件によっては先生の数確保していかなければならないですけれども、今現状としては確保できているという押さえではおります。

平山委員 そうすると、申し訳ないのですけれども、今の時点では確保されている、これはどの職場もそうだと思うのですけれども、数によって動きによって職員数が足りない、そういう一時的なものとかあると思うのですけれども、貸付金制度をつくったということは毎年的にまだまだ足りなくなっていく状況なのか、それとも現在も全然足りなくて、そういう状況でこういう制度ができたのかなと思っていたのですけれども、今の答弁聞くとちょっと違うなと思ったのです。

高橋課長 結局足りているというのもともと先生やっていた人を引っ張り出したりとかという部分もあります、今の現状からいくと。ただ、そこも年とともに1人減り、2人減りしますので、若い人どんどん入れていかないと今後続いていかないという部分はあるので、保育士に関してはやってくれるのであればということでうちの貸付制度は今も継続してやっては

いるのですが、ただ先ほど係長も言ったようにいろんなところにこういう制度ありますという部分で周知はしているのですけれども、間合せはあっても実際にそこまでつながっていないというのが現状で、結局は今の子供たちの数でいくと足りているというだけなので、結局また状況変わってくれば足りない、足りないってなるので、今臨時入れてもやっているぐらいのぎりぎりで行っているというのは聞いていますので、この辺新たな保育士に関しては今後も増やしていくという方向性はそのまま継続したいなとは思っております。

村上係長

あと、今高橋課長のほうから説明があったとおり、ぎりぎりという状況でやらせていただいているところあります。その上で例えば先ほど説明しました確保の内容、要は利用定員に係る部分で今これだけの量の利用定員に対して保育士は何人配置しなければならないという基準があるので、その基準に基づいて保育士を配置するという形になるのですけれども、今後例えば子供の数が減っていくことによって利用定員もそれに合わせて減らしていく形になります。そうなってくると、また基準と照らし合わせて例えば保育士3人必要だったのが利用定員を下げることによって2人になりますよという部分も発生してきて、そういうものの兼ね合いという部分も必要になってくるのかなというところではあります。なので、例えば今現状はぎりぎり頑張っているけれども、利用定員が圧縮されることによってその分雇っている保育士について若干余裕が出てくるよとかということも想定されますので、一概にぎりぎりだから駄目だよという話ではなくて、あくまで余裕を持たせる部分も考慮した上で貸付制度があって、それを利用していただいている部分もありますし、うちは引き続き貸付制度について学校とかに周知を図って行って実際に羽幌町に来ていただく方について保育士の確保に努めていくという形になります。

あと、実際に今回保育士等に係る修学資金の貸付制度についてなのですが、もともとは例えば認定こども園や幼稚園に限った形で、そこに保育士として就労する場合については返還免除になりますよとかという制度だったのですけれども、羽幌町内全体で例えば認定こども園と幼稚園以外にも町内でやっています放課後等デイサービスとかにも保育士が必要だったりしますので、そういうところに就職した場合についても

貸し付けたお金の返還免除が適用されるような形で条例のほうは改正させていただいていますので、認定こども園とか幼稚園に限らず羽幌町内全体で保育士がうまく確保できればということで今回というか、令和6年度から条例のほうを変えさせていただいて制度の運用させていただいているところであります。

平山委員 ちょっとえっという今思いなのです。制度はいいのです、つくるのは、確かに。ただ、さっき私聞いたのは、羽幌町の中で本当に不足していてこういう制度を立ち上げたのだなという思いがあってさっき聞いたのです。中身を聞いたら、今は足りているけれども、そういう不足の状況が起きたときに、そのためにというような答弁あったので、その辺はちょっと違うのではないかなという思いがして今聞いているのですけれども。

高橋課長 もともと貸付制度できたときには、確かに足りない状況もあったことはあります。ただ、さっき言ったように、子供減っていて先生の数もだんだん固定されてきていて今ちょうどぎりぎりで行っているという人数で、それでも制度的に保育士確保していくという部分は今も継続してやっていこうという部分ではあるのですけれども、結局その当時と今でいくと人数が違っているので、言い方はちょっと変わってくるかもしれないですけれども、地元に帰ってきて保育士やっってもらう人を確保したいという部分は変わっていないので、ただ現状としてはもう要らなくなるという言い方はしないですけれども、新しく保育士、保育士というのは確保していきたいなというのがうちの思いということでこの制度は継続させていただきたいなということでございます。

阿部委員長 暫時休憩します。

(休憩 12:09～12:11)

阿部委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

平山委員 私、別にこの貸付制度にどうのこうのって言っているのではないです。ただ単純にさっき言ったように、本当に子供が少なくなっていく中で現状

としてはちょっと足りないのですかって、その辺を聞きたかったのであって、制度に対してのどうのこうのは要らなかったのです。答弁いいです。

阿部委員長 ほかがございませんか。ないですか。(なし。の声) なければ、第3期羽幌町子ども・子育て支援事業計画についてを終了いたします。
以上をもちまして文教厚生常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。